

石川県中央会 会報

No.3

目 次

トピックス

◆安田隆明前会長 退任御挨拶	2
◆五嶋耕太郎新会長 就任御挨拶	3
◆第47回 中央会通常総会開催される	4
◆平成14年度 中央会事業について	6
◆石川県中小企業団体中央会 新任役員の方々	13
◆中央会表彰式 受賞の方々	15

会員関係

◆春の褒章・叙勲受章の方々	18
---------------------	----

中小企業関連ニュース

◆石川県制度金融の現在の利率について	19
◆県内各市の融資制度について	20
◆株式会社の賃借対照表をインターネットで公開できます！	31

イベント情報

◆第2回 中央会女性部通常総会開催される	32
◆第26回 青年中央会通常総会開催される	33
◆青年部代表者会議開催される	33

中央会からのお知らせ

◆平成14年度 中央会事務局体制	34
◆第54回 中小企業団体全国大会（埼玉県）のご案内	36
◆決算関係書類の提出をお忘れなく！	36
◆平成13年度 県内新設組合紹介	37
◆個別専門相談室開催のご案内	38
◆第17回組合交流ゴルフ大会開催のご案内	38
◆平成14年度 中央会関係年間行事予定	39



会長退任御挨拶

安田 隆明

この度、茲に退任の日を迎えました。

ふり返れば先人、先達の遺蹟を継承し、爾来今日まで長くもあり、激動する環境変化の余り短くも覚える越し方でもありました。

その間、関係諸賢の公私に亘る御指導、御協力、御親交を拝してまいりました。

支えられての在任であり、感謝の極みでもあります。

心新たに感謝し御礼申し上げます。

想えば、中央会との出逢いは不思議な有縁のもとで今日に至りました。

県庁在任当時、法施行と同時に当会設立事務にはじまり、爾来組合専務として業界第一線の実務に、更には国会に在っては通産政務、中小企業対策委員長（政調）として、常に中央会と行動を共にして参りました。

青春時代、志を教育界に、間もなく軍歴から地方行政に、在籍半ばにして国会にと「人生こま切れ」そのものでありながらも、中小企業、中央会との出逢いは最長にして最大の人生の舞台であり、貴重な財、そのものでもありました。

得難い有縁であり奇縁とも申すべきでありましょう。

中央会が果たすべき舞台は余りにも広く、深く、時の潮流に対応するため苦難な中にも拘わらずその機能を発揮し、青年中央会、女性部の設立等、その基盤も整備、確立するに至りました。

そこには友情の輪も広く、心の絆のもと、共生する生甲斐を覚える舞台でもありました。

在任中、常に「ハブ構想」を念頭に関係各位のご協力を拝して参りました。

幸い、県、市御当局には行財政多難な中から格別の御高配を頂きました。

商工中金をはじめ政府系三公庫にも惜しみない御協力を頂きました。

ハブ構想に拘る余りに役職員をはじめ関係諸賢に対し多大な御迷惑を煩わして参りました。

「成すべきことは多く、然し、成し得ざること更に多し」反省を致しております。御寛恕の程お願い申し上げます。

幸い、畏敬する五嶋会長のもとで心気新たに再出発の日を迎えました。

幸甚の限りでもあります。

政経共に多難、百家争鳴の世情の折柄、中央会の舞台も又、繁忙する事と存じますが、より明るく、より広く、人自らここに集まる中央会であります事を願っております。

御礼の言葉は尽きることはなく、紙面に限りあり蕪辞を以って御挨拶に代えさせていただきます。



会長就任御挨拶

五嶋 耕太郎

私は、さる5月24日の総会において、はからずも中央会会長のご指名を受け、他の役員の皆様方と一緒に中央会のお世話をさせていただくことになりました。

安田前会長のように高度な資質と指導力、そして中央など多方面への大きな存在感、人格、識見どれをとりましても私の全くおよぶところではございませんが、思いもかけぬ安田前会長の固い辞任の意を受け、このような結果に相成りました。

もとより浅学非才の私の堪え得ぬ重責と存じておりますが、会員の皆様方の熱心なご支援ご協力を支えとして、皆様方とともに力を合わせて中小企業組合の発展と加入企業の繁栄のために、微力ながら努力してまいりたいと存じております。

なにとぞ十二分のご協力とご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

現下の経済状況は非常に厳しく、平成3年をピークにどんどん悪化の傾向にあり、近年に至っては経済が萎縮した状況に陥ったと言っても、過言ではないと思います。特に我々中小企業を取りまく環境は一段と厳しさを増しております。

本中央会の予算につきましても、国、県ともに厳しい財政状況の中ではありますが、前会長並びに役員の方々のご尽力、行政の深いご理解によりましてほぼ前年並み予算となっております。このことは中央会がこれまでに蓄積してきた実績であり、着実に発展を遂げているあかしであります。

これはとりもなおさず、前会長はじめ会員皆様方の一致協力の賜物であり、心より敬意を表したいと存じます。

ご承知のように中央会の事業は各種多岐に亘っております、現在約600組合のご加入を得て、各組合並びに組合員それぞれの事情があり、多種多様な意見があり、大変ではないかと思うわけですが、安田前会長は退任に際し、所感の中で、「百家争鳴、これもいいではないか、これを乗り切っていこうではないか。」といわれております。

私どももその意に添って、精一杯真面目に努力し、真に皆様が寄り集う信頼ある体制作りに努めたいと考えております。

最後になりましたが、関係機関、関係団体のご指導を得ながら、会員の皆様と手を携え、この大任を全うして行きたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なにとぞ、安田前会長に変わることなく、力強いご支援、ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。ご挨拶にかえさせていただきます。

第 47 回 中央会通常総会開催される

第 47 回本会の通常総会が去る 5 月 24 日（金）の午後 3 時 30 分より石川県地場産業振興センター新館コンベンションホールにおいて挙行されました。

当日は、会員 387 名（委任状出席を含む）が出席し、来賓として石川県知事谷本正憲氏、石川県市長会会長山出 保氏をはじめ、市、商工団体等の関係機関から多数が出席され、盛大にとり行われました。

総会は、安田中央会会長挨拶の後、大橋昌寛副会長が議長に選任され、第一号議案「平成 13 年度事業報告、収支決算、貸借対照表、損益計算書、財産目録、剰余金処分（案）並びに平成 13 年度特別会計事業報告及び収支決算承認の件」、第二号議案「平成 14 年度事業計画及び収支予算並びに特別会計事業計画及び収支予算決定の件」、第三号議案「平成 14 年度会員の会費賦課基準並びにその徴収方法決定の件」、第四号議案「平成 14 年度借入金残高最高限度額決定の件」、第五号議案「役員選任の件」の五議案が上程され、すべて原案どおり可決承認決定されました。

なお、今回の役員改選において、昭和 45 年より永きにわたって会長を勤められた安田隆明会長が退任し名誉会長に就任され、新会長に副会長の五嶋耕太郎氏が就任されることになりました。

また総会に先立ち、中央会表彰式が挙行され、永年業界の振興発展に尽くされました役員並びに他の模範となる優良組合及び組合運営の礎となっている組合従業員にそれぞれ石川県知事表彰（良組合 9 組合、組合功労者 30 名、優良専従職員 1 名）、石川県中央会会長表彰（優良組合 8 組合、組合功労者 58 名、優良専従職員 12 名）及び西川記念賞表彰（2 組合）が授与されました。



表彰式風景



総会風景

○基本方針

わが国経済は、長期にわたる不況下にあつて、個人消費の低迷、民間設備投資の減少など内需の落ち込みに歯止めがかからず、株価の下落や6%を伺うまでに上昇した完全失業率の更新、又、四半期ごとの国内総生産（GDP）もマイナスが続くなど、まさに経済が萎縮するデフレスパイラル過程に入りつつあります。

そんな中にあつて、懸念された「3月危機」はひとまず乗り越えましたが、景況は一段と厳しさを増しており、特に、中小企業においては、景気悪化の度合いが激しく、依然として予断を許さない状況下にあります。

さらに、中小企業は、IT化の急速な進展と経済のグローバル化の一層の深化、下請分業構造の流動化、流通構造の変化、規制緩和の進展、循環型経済社会への対応など、かつてない構造変化に直面しており、特に、IT化の急速な進展等によるデジタル社会に如何に対応していくかが、重要な経営課題となっております。

このような状況の下で、中小企業が現下の厳しい経済状況を克服し、わが国経済のダイナミズムの源泉としてその役割を果たしていくためには、主体的に持ち前の活力を発揮し、経営革新や創業、新事業展開に積極的に取り組むとともに、競争力を強化し、その経営基盤を強固なものにするため、組合をはじめとする多様な中小企業連携組織を活用し、中小企業が相互に経営資源を補完しあい、それぞれの問題解決に相応しい連携の輪を創り、様々な制約要因を自主的に解決していくことが強く求められているところであります。

本年度においては、組合及び組合員が、このような構造変革に円滑に対応し、経営の維持発展が図られるよう積極的に支援し、特に、「21世紀ビジョン」に示された組合をはじめとする中小企業連携組織の今日的意義を改めて確認し、今後の方向を提示するとともに、中央会の課題と役割、これらに対する積極的な対応について明らかにし、その具体化に向け、各種事業を展開していく所存であります。

中央会がこれまでに蓄積してきた組合をはじめとする中小企業連携組織という中小企業のネットワークを生かしつつ、既存事業の充実強化に努め、以下の活動を重点として取り組んでいくものといたします。

○重点活動目標

1. 環境変化に対応した中小企業連携組織活動の積極的展開
 - ①未組織中小企業の組織化推進
 - ②既存組合の活性化への積極的支援
 - ③社会的要請等新たな課題に取り組む商工組合等への支援
 - ④組合以外の多様な連携組織への支援
2. IT化に対する積極的支援の展開
 - ①組合等による中小企業のIT化促進への取組みに対する支援
 - ②IT化推進のための人材育成支援
3. 中小企業の創業並びに経営革新に対する指導・支援の強化
4. 「中央会 21 世紀ビジョン」の積極的推進
5. 環境・リサイクル・エネルギー・安全等の社会的問題への取組みに対する支援
6. 中小企業組合から会社への組織変更等、法人の設立・再編に対する支援
7. 中小小売商業、サービス業の育成振興並びに中心市街地活性化推進等街づくりの推進・支援
8. 中小卸売業の育成振興と中小物流効率化の推進
9. 下請中小企業並びに下請組合に対する支援の強化
10. 官公需受注確保対策の推進
11. 青年部並びに女性部活動の支援強化
12. 中小企業の国際交流の推進
13. 製造物責任（PL）制度対策の促進
14. 中小企業支援センター等関係機関との連携・協力関係の強化
15. 中小企業の総意を政策に反映させるための運動の展開
16. 商工中金等政府系中小企業 3 金融機関の民間金融補完機能の維持のための運動の展開
17. 巡回訪問による会員団体への積極的支援の展開

平成 14 年度 中央会事業について

本年度、中央会が実施する事業は次のとおりです。

○指定事業

(中小企業連携組織対策事業)

1. 組合等の指導事業

(1) 実地指導事業

① 一般実地指導

組合等からの相談及び指導の依頼に対して、機動的に対応することにより組合運営の円滑化を図る。

② 不振組合の実地指導

不振組合に対し、組合活動の活性化、健全化を図るための再建指導を行う。

(2) 窓口相談事業

組合の設立並びに組織、運営及び事業等に関する各種の問題について相談室を常設し相談に応ずる。

(3) 指導資料の作成整備

相談指導業務並びに組織化推進のための資料及び中央会事業活動のPRに関する資料を作成配布するとともに、組合等諸般の問題に関する資料の収集に努め組合等の利用に供する。

2. 県中央会が指導員等の資質の向上を図る事業

(1) 旅費・受講料

中小企業総合事業団が行う指導員研修、情報化担当指導員研修等へ参加する。

(2) 特別資質向上費

指導員の指導内容向上のため、通信教育・外部研修へ参加する。

3. 中央会の備品取得等を図る事業

中央会業務に必要な情報機器等備品の整備を図る。

4. 地域産業実態調査事業

(1) 組合特定問題実態調査

① 中小企業労働事情実態調査

県内の中小企業における労働事情を的確に把握するため実態を調査し、労働指導上の資料とする。

② 伝統的工芸品産地実態調査

石川県内の伝統産業は、生活様式や消費需要の変化や代替品、海外品の進出等で低迷を続けている。このため、産地の実態把握を行うと共に、今後の業界振興のための課題と方向を策定する為の基礎資料とする。

(2) 多角的連携指導強化事業

従来の組合設立のみならず、共同出資会社、任意グループ等多様な中小企業のネットワーク形成を視野に入れた連携組織支援を図るため、指導マニュアルの策定や試験的指導事例の蓄積による当該組織のニーズ等を踏まえた指導ツールの開発研究等を実施する。

(3) 組合特定問題研究会

① 懇談会の開催

地域別又は業種別組合を対象に組合運営、組織化、近代化、サービス業、商店街、下請、商工組合、地域活性化、伝統産業等に関する懇談会を開催し、組合等が抱える問題点を研究する。

② 研究会の開催

中小企業者、組合役職員を対象に労働問題、業種別活性化、組織活性化、組合事務等合理化及び組合人材養成、品質・技術向上、組織変更等をテーマにして、専門家講師による研修会を開催する。

(4) 中小企業景況調査事業

組合役職員に調査を依頼し、地域、業種、規模別等の中小企業の景況並びに経済動向について定期的に収集、集計分析し中小企業施策及び企業経営の資料として活用する。

5. 中小企業活路開拓調査・実現化事業

(1) 組合等助成事業

① 中小企業イメージ改善促進対策事業

中小企業における労働条件のイメージを改善促進するため、組合を中心として行う調査研究・指導事業、具体化試験事業、公開事業等を行うための経費を助成する。

② 活路開拓ビジョン調査事業（一般枠）

経済的社会的環境の変化に対応するため、組合が中心となって共同で新たな活路の開拓を図るために調査研究を実施し、組合及び組合員の事業に関する将来ビジョンを策定する経費を助成する。

③ 活路開拓ビジョン実現化事業（一般枠）

「活路開拓ビジョン」の成果に基づき、その実現化を図ることにより組合員事業の新たな発展と組合組織の強化を図ることが可能となった組合に対し、試作実験・試供等の経費を助成する。

④ 地域商業ネットワーク受注システム企画促進事業

地域の商業者が組合を基盤として情報ネットワーク化を企画しようとする場合、その手法・手順等を検討、模索し先進事例を研究するなど、ネットワーク化のための企画、調査等の事業を実施する組合に対して助成する。

6. 組合等への情報提供事業

(1) 組合活性化情報提供事業

組合運営の活発化、活性化を図るため、国・県の各種施策、組合運営の事例、景況等の情報を組合や組合員に提供する。

(2) 求人情報提供事業

雇用機会の開発のため、組合のネットワークを活用して、人材の受け入れ・求人を希望している中小企業の情報の収集を行い、インターネットホームページ及び情報誌等を通じた求人情報の提供を行う。

(3) 資料収集加工事業

新技術開発、情報化への対応等の組合が行う効果的な共同事業に関して先進的組合の事

例を調査研究し、資料化する。

7. 中央会指導員等研究会開催事業

指導事業に関する知識・能力の向上を図るための東海・北陸ブロック指導員研究会への参加並びに中央における連携組織支援研究会に参加する。

8. 組合指導情報整備事業

中央会が的確かつ迅速に指導業務を遂行するため、コンピュータを活用して各種情報を体系的に整備・蓄積する。

9. 組合情報化推進研修事業

経済・社会の急速な情報化の進展に伴い、組合及び組合員の情報化を一層促進するためにパソコン実技に関する研修を実施し、組合及び組合員の情報化の推進を図る。

10. 官公需資料作成普及事業

中小企業に対する官公需に関する発注情報及び落札状況等の情報を収集、資料として作成し関係組合へ提供する。

11. 中小企業団体情報連絡員の設置事業

中小企業及び業界の動向・問題点等を的確に把握するため各業種又は地域組合の役職員を連絡員に委嘱し、情報又は要望等を収集し関係機関等へ提供する。

12. 組合情報ネットワーク化事業

組合情報ネットワークに関する企画調査事業を終了しており、実際にネットワーク化に取り組むことを決定している組合を対象に、当該ネットワークシステム設計に必要な費用について助成する。

13. 中央会間情報ネットワーク運営事業

情報技術の急速な進展に伴い、これまで各種の事業を実施してきたが、高度情報化時代に対応するため、組合等からの多様なニーズ

に的確に対応することにより中央会の組合等に対する指導機能を強化するため、各中央会間及び各指導員間に分散された指導情報を共有するとともに迅速な情報処理を可能とする情報ネットワークを構築する。

14. 中小企業情報創造発信強化支援事業

業界情報の結節点である組合が個別中小企業及び業界等の情報を収集し、これを中央会自体の有する情報と併せて業種別・地域別に分類された中小企業データとして、インターネットを通じ全国に公開することにより、中小企業の情報発信機能を強化し、企業間の出合いの機会拡大を図る。又、組合が計画するホームページの作成について、その作成費用の一部を補助する。

(中小企業経営資源強化対策事業)

1. 中小企業連携組織支援事業

(1) 個別専門指導事業

中小企業が正確な経営情報を獲得し適切な経営判断を行っていくことを支援するため、組合、中小企業の任意グループ、共同出資会社及び公益法人を対象とし、専門家を活用して高度な指導ニーズに対応する事業等の個別相談に応ずる。

(2) 多角的連携組織指導事業

新商品開発等を行う中小企業グループに対し、専門家を派遣、組織の潜在的ニーズの掘り起こし及び開発成功事例の普及啓発に努める。

(3) 組合情報化現地指導事業

組合の情報ネットワーク化に意欲的に取組もうとする組合等に対し、直接現地に出向き専門家による指導を行う。

(4) 組織化集中指導事業

組合、任意グループ及び共同出資会社等を対象に専門家を継続・集中的に組織化、組合運営の活性化を図るため、特定分野融合化、地域産業おこし、構造改革の集中指導に関す

るテーマについて実施する。

(5) 講習会開催事業

① 組合管理者等講習会の開催

組合等の組織及び運営並びに経済情勢等に関して組合役職員の啓蒙と理解の増進を図るための講習会を行う。

② 青年部講習会の開催

組合青年部並びに青年経営者を対象に講習会を開催し、青年経営者の組織化促進と組合活動の拡充強化を図る。

③ 青年部研究会の開催

組合青年部の活動を促進するため研究会を開催する。

2. 中小企業連携組織調査開発等支援事業

(1) 組合マーケティング強化対策事業

中小企業者が需要の多様化等に迅速かつ適切に対応した事業活動を行うため、組合が行う需要動向把握のためのマーケティング事業に対して助成する。

(2) 組合情報化促進企画調査事業

中小企業者が組合を基盤として情報ネットワーク化を企画しようとする場合、その手法・手順等を検討、模索し先進事例を研究するなど、ネットワーク化のための企画、調査等の事業を実施する組合に対して助成する。

(3) 多角的連携組織開発支援事業

新商品等の開発を目的として、中小企業が交流、連携を経て任意グループを形成する場合、さらに共同で研究開発に着手する前に、初期段階の開発指針の策定や実効性の調査、スキームの設計等に対し、経費を支援する。

(4) 組合自主研修への助成事業

中小企業が経済環境の変化等に適切に対応していくためには有能な人材を養成することが必要不可欠であり、組合が行う研修事業に対して経費を助成する。

3. 中小企業連携組織交流促進事業

(1) 組合青年部活動推進事業

① 地区別交流会の開催

組合青年部活動の啓蒙普及と組合青年部の組織化を促進するため懇談会を開催する。

② 県大会の開催

組合青年部、未設置組合の青年経営者及び後継者が一同に会し、青年部活動の成果発表、意見交換を通じて組合青年部間の相互啓発と連携強化を図るため県大会を開催する。

③ 地域別経験交流会の開催

青年部間の相互啓発と連携強化並びに異業種交流による組合事業の新展開に資するため地域別に交流会を開催する。

○特定指導事業

(全国中小企業団体中央会補助事業)

1. 小企業者組織化指導

(1) 小企業者組織化特別指導

小企業者組合及び小企業者を対象に組織制度、事業、経営等につき実地指導相談等を行うと共に実態を把握し、対応策の検討を行う。

(2) 小企業者組織化特別研究会への参加

(3) 小企業者組織化特別講習会の開催

小企業者組合の役職員及び小企業者を対象に組織制度、事業、経営等の講習会を開催する。

(4) 組合研究集会に対する助成

小企業者組合が行う組織強化、運営の向上、事業の発展向上のための組合研究集会に対して助成する。

(5) モデル組合の指定及び助成

小企業者組合のうち、他の模範となる組合をモデル組合に指定すると共に、教育情報提供事業及び他の小企業者組合に対する成果普及事業に対し助成する。

2. 官公需受注対策事業

中小企業者が抱えている官公需受注の問題点を掘り起こし、発注者の協力を得て、その個別、具体的解決策をさぐり発注の拡大に資する。

3. 調査研究事業

特定指導事業推進及び成果向上のための調査研究を行う。

○中小企業団体等指導事業

1. 組織化支援事業

(1) 組合設立支援

組合等の設立にあたり、組織化の意義、法、制度、運営方法等について十分な理解を得るため、関係機関との連携を図りつつ支援体制の強化を図る。又、必要な資料の整備を行う。

(2) 組合運営支援

組合の組織、運営、管理等に関する諸問題の相談について、迅速に対応し早期に解決を図るため、支援体制の拡充強化を図る。

(3) 小規模組合、産地組合振興対策

地域経済社会において小規模組合、産地組合は重要な役割を担っており、これら組合の活性化は地域振興に不可欠である。このためこれら組合の健全な育成を図るため、きめ細かな支援に努める。

又、小規模組合に対しては、運営が軌道に乗る間、継続支援が必要であり、これの強化に努める。

(4) 地域中小商業対策

景気の低迷、消費者ニーズの多様化、大型店の進出等に伴う商業環境の変化に対応するため、商店街、業界単位で取り組む組合に対し研究会、情報提供等を通じ支援する。

2. 組合等支援強化事業

(1) 制度金融普及

中小企業、組合等の財政基盤確立のため各種金融制度、保証制度等の有効活用が重要であり、これら制度の普及を図る。

(2) 高度化推進事業

高度化及び経営革新事業の計画組合等に対して専門家を活用し、関係機関と連絡調整をとりながら、その内容等について調査研究し、効果的な事業実施を支援する。

又、高度化事業をすでに実施している組合に対し、その運営状況等の実態を調査するとともに、円滑な運営を確保するための支援を行う。

(3) 組合等交流促進事業

地域内組合及び異業種間の交流を通じて、組合が抱える諸問題や地域振興対策等について情報の交換を行うことにより、新商品、新市場の開拓と組合代表者の人的交流の拡大を図る。

3. 情報提供事業

中小企業や組合等の運営に必要な各種情報を、行政庁、業界団体、研究機関等より収集整理し、情報誌として随時発行する。

4. 調査研究事業

(1) 組合実態調査

中小企業関係組合の実態を把握し、今後の組合支援と組織化を促進するため調査を実施し団体名簿を作成する。

(2) 中小企業便覧の作成

各種の制度金融、保証制度及び政府系金融機関等に関する知識の普及を図るための手引書を作成し、配布する。

その調整を図る。

- ② 近代化諸制度の周知を図ると共に計画組合の事業内容を調査、指導し、研究会等を実施、その円滑化を図る。

(3) 金融支援事業

- ① 商工中金並びに政府系金融機関との連絡を密にし、組合並びに組合員の金融の円滑化を図る。
- ② 各種金融制度並びに保証制度の周知を図るため、資料の作成・普及、懇談会及び実務研修会等を開催する。

(4) 労働支援事業

組合並びに組合員の労働環境の改善を図るべく、現地での指導強化と共に、労確法をはじめ労働関係諸制度の周知に努める。

(5) 経営改善支援事業

組合及び組合員企業が経営環境の変化に適時適切に対応し活性化するための定期及び移動相談窓口を設置、専門家又は指導員による集中的アドバイスを実施する。又、関係資料等の整備も併せ行う。

(6) 共済制度推進事業

中小企業倒産防止共済制度を始めとする各種共済制度の普及と加入促進を図り、中小企業経営の安定を図る。又、倒産防止共済復託団体の育成強化を図る。

○協同組合等強化事業

1. 組織支援事業

(1) 組織化強化事業

- ① 業界及び地域経済の現況並びに今後の動向等を把握すると共に、随時、関係機関との連絡調整を図る。
- ② 中小企業関係組合制度の普及と組織化の意義、必要性を周知徹底させると共に全般的な支援を行う。
- ③ 既設組合の体質強化と運営の円滑化を図るため、各種相談に応ずる。

(2) 近代化促進事業

- ① 業界及び地域経済を把握すると共に、随時、関係諸機関と協議、研究会を開催し、

2. 人材養成事業

- (1) 組合役職員を対象に経済・社会・労働等に関する研修会を開催する他、組合が行う講習会、研修会等に対し、講師を斡旋、資料を配布し、その内容の充実を図る。
- (2) 組合役職員及び中央会職員が先進事例を視察研修することにより、業界育成と指導員の資質の向上を図る。

3. 調査研究事業

(1) 調査事業

中小企業及び組合の健全な発展のため必要な事項について調査を実施、必要に応じ研究会を開催する。

(2) 資料刊行事業

中小企業関係の各種情報を収集、又は加工し、会報及び資料等として発行する。

4. 振興事業

(1) 中小企業振興事業

- ① 組合業務の啓蒙等を行うため地域代表者との懇談会を開催する。
- ② 優良組合、組合功労者等の表彰を行うことにより意識の高揚を図る。
- ③ 中小企業施策拡充のため全国大会及び全国会議へ参加する。

(2) 企画調整事業

組合の安定的発展を図るため、業種あるいは目的別の委員会を設置、研究討議を行う。

(3) 厚生事業

組合及び組合員企業に従事する従業員の福利向上のため各種厚生事業を行う。

5. 組合等経営戦略相談支援事業

経済社会の国際化、高度情報化、技術革新、高齢化の進展に伴い、中小企業を取り巻く環境はますます厳しさを増しているが、こうした環境変化に対応し、経営革新、創業の推進、活路開拓、組織の活性化を図るため、各種の情報収集に努めるとともに組合等に対して、中央会役職員等による経営戦略相談・支援事業を行う。

6. 業務管理費

中央会が、情報社会に対応した組合等の総合的支援機関として、十分その機能を発揮するための事業基盤の充実を図る。

7. 組合青年部強化支援事業

青年中央会では、青年部間の交流事業及び研修事業等により自己研鑽と能力開発に努めているが、今後、県産業界の中核を担うためには、これまで以上に経営能力向上のための取り組みが必要であり次の事業を実施する。

(1) 青年経営者能力強化事業

各青年部の実態について必要の都度種々調査を行い、組合青年経営者の更なる資質の向上と経営能力の開発を図ることを目的に、研究会等を開催する。

(2) 青年部連携強化事業

各青年部間の交流を促進し、相互が抱えている業界の問題点や経験等について意見交換を行い、その問題解決を図ることを目的に、グループ懇談会を開催する。その結果によっては、新分野進出、新製品開発等の研究会を開催する。又、他県の青年部との交流を推進する。

8. 協同組合国際化推進事業

中小企業の国際化を推進するため、海外投資についての情報を組合等を通して提供するとともに、その知識、ノウハウを研究会の開催、専門家の派遣、現地調査の協力等を通して指導する。又、中小流通業者が海外商品の調達力の強化、輸入の円滑化を図るには共同で取り組むことが効果的であり、その体制作りについても支援する。

あわせて外国人研修生の受入れを希望する組合に対し、受入れのための情報、問題点を事例を含めて提供するとともに、必要に応じ現地調査を実施する。

9. 環境適応対策事業

近年、産業廃棄物の適正処理と資源リサイクルが大きな問題となっていることから、組合を通じてその実態調査を行うとともに、関係法令の周知徹底を図り、その意識高揚を行う。

又、業種単位、地域単位でのリサイクル事業についての研究会の開催、先進地事例調査を行う。

10. 組合女性部強化支援事業

激変する中小企業経営環境の中、各業界において女性の活躍は必要不可欠であることから、女性中央会では組合女性部の設置を推進

し、女性部間の連携交流並びに研修を通じた自己研鑽を強力に支援することにより、それぞれの組織の活性化を図るべく、次の事業を実施する。

(1) 女性経営者能力開発事業

組合女性部の結成、活性化を推進するためには、リーダーとなる女性経営者の育成が肝要であることから、女性経営者を対象とした研究会・研修会を開催する。

(2) 組合女性部連携強化事業

組合女性部間の連携交流を促進し、その活動内容並びに相互の抱える問題等について意見交換を行うなど、相互啓発と連携強化を図るため実施する。

(3) 組合女性部啓蒙推進事業

組合女性部の啓蒙普及と組織化を促進するために、各種参考資料を作成提供するとともに、地域別の懇談会を開催する。

11. 中小企業産業別新世紀支援指針策定事業

中小企業経営環境は、技術革新、急速な情報化並びに国際化の進展、環境・エネルギー問題への対応策等大きく変化しており、幾多の課題が山積する中、国においては中小企業基本法の大幅な改正、施策の見直しが行われ、中小企業並びに組合では新世紀を迎え、早急な対応が求められています。この様な状況に鑑み、21世紀に向けての新たな連携策並びに支援策を専門家を交え業種別に検討、指針として策定し、中小企業及び組合の経営革新、創業等への支援機能の強化を図る。

12. 地域雇用開発支援事業

経済再生が求められる中、雇用情勢は過去に例を見ない厳しい状況下にあります。地場企業の活力を維持し、その中心をなす中小企業とりわけ小規模企業がそれぞれ成長発展するためには、新規学卒者又は即戦力として期待できる離職者及び転職希望者等の幅広い求職者の中から、企業の求める能力・有資格者等の優秀な人材を適時適切に雇用し、企業活

動の活性化の中に生かしてゆくことが最重要課題である。こうしたことから、県内の実情に配慮しながら、組合並びに県・各市町村・関係機関のネットワークを活用することにより、新たな雇用機会の確保に資することを目的に合同企業説明会を開催するものである。又、併せて国・県等の労働関係施策活用の推進を行う。

○求人における年齢制限緩和促進事業

本事業は、全国中小企業団体中央会が国からの補助を受け実施するもので、雇用確保の必要性の高い高齢者や現下の厳しい雇用失業情勢等により再就職が厳しい中高齢者等、幅広い求職者の再就職に資するため、事業主に対し法の周知及び的確な運用を促すことを目的とし、本会では以下の事業を実施する。

1. 業主等に対する制度説明

法の趣旨、制度内容、事例等についての説明会を年3回程度開催する。

2. 広報、啓発活動

(1) 相談窓口の開設

平成14年4月1日から1年間中央会内に相談窓口を設置する。

(2) 周知活動

組合等に対して制度内容等を網羅したパンフレットを必要の都度配布する。

石川県中小企業団体中央会新任役員の方々

(五十音順)

名誉会長	安田隆明	
会長	五嶋耕太郎	輪島漆器商工業協同組合
副会長	石動隆信 大橋昌寛 片片岡清 丹岡岐及 宗後満清 廣夫	株式会社イスルギ 金沢中央信用組合 石川県電器商業組合 北陸鉄工協同組合 丸上織物工業協同組合 協同組合金沢問屋センター
専務理事	河内宏	石川県中小企業団体中央会
理事		
繊維関係	上地忠儀 大大幸五 梶沼沼郎 田村富次郎 西本清健 藤本紀幸 市洋	石川県染物商工業協同組合 加賀市織物協同組合 石川県輸出縫製品工業協同組合 石川県織物工業協同組合 石川県撚糸工業組合 小松織物工業協同組合 小松原糸織物商業協同組合
鉄工関係	明石巖 梶田喜 金田納友 加納田亮 亀倉慶 小倉克 越中村健 村田信	石川県鉄工団地協同組合 石川県鋳物工業協同組合 協同組合石川県プレス工業管理センター 小松鉄工機器協同組合 石川県第三機器協同組合 石川県運搬車輛機器協同組合 協同組合石川中央鉄工センター 協同組合アイケイケイ 石川県プレス工業協同組合
建設・木材関係	上村彌壽男 北川晶夫 田中柄一郎 真柄敏郎 向出義次 山田義	石川県電気工事工業組合 石川県管工事協同組合 石川県造園業協同組合 石川県総合建設業協同組合 石川県生コンクリート工業組合 金沢木材協同組合

商 業 関 係

安 宅 雅 夫
荒 井 角 男
石 田 正 俊
大 井 一 星
越 田 隆 幸
小 西 國 夫
所 村 眞
須 田 雄
田 中 隼
砺 波 隼
中 川 襄
林 辺 博
水 谷 夫
三 充

金沢中央水産物卸協同組合
近江町市場商店街振興組合
片町商店街振興組合
株式会社大和ハウジング
石川県中古自動車販売商工組合
ウイング北陸総合衣料商業協同組合
横安江町商店街振興組合
石川県青果食品商業協同組合連合会
石川県医薬品小売商業組合
金沢繊維卸商協同組合
金沢酒販協同組合
金沢魚商業協同組合
株式会社みずべ
石川県石油販売協同組合

特産品・食料品関係

伊 野 正 満
恩 地 博 文
金 谷 信 彦
斉 官 邦 夫
直 江 邦 行
中 田 龍 一

石川県陶磁器商工業協同組合
石川県箔商工業協同組合
石川県パン協同組合
山中漆器連合協同組合
石川県醤油協同組合連合会
石川県菓子工業組合

金融・出版印刷・サービス・融合化関係

大 井 徳 秀
桂 田 圭 介
黒 保 憲 吉
木 呂 場 洋 介
高 桑 秀 治
架 谷 憲 洋
松 岡 武 義
森 岡 吉 男
若 林 武

和倉温泉旅館協同組合
山中温泉旅館協同組合
石川県ビルメンテナンス協同組合
金沢市旅館協同組合
石川県印刷工業組合
石川県自動車整備商工組合
石川県理容生活衛生同業組合
社団法人石川県ニュービジネス創造化協会
石川県貨物運送協同組合連合会

そ の 他

長 池 正
山 岸 淑 子

石川県中小企業青年中央会
石川県中小企業団体中央会女性部

監 事

石 田 拓 郎
柏 野 伝 一
竹 野 紀 茂
西 野 紀 一
山 田 勝 二

かしま商業開発協同組合
松任市建設業協同組合
石川県板金工業組合
小松協栄瓦企業組合
尾張町商店街振興組合

※アンダーラインは、新任の方々

中央会表彰式 受賞の方々

平成14年度中央会表彰式にて表彰されました、優良組合・組合功労者・優良専従職員の方々です。おめでとうございます。今後、益々のご活躍をお祈り申し上げます。

石川県知事表彰

《 優良組合 》

(組合名)

金沢市家具小売商業協同組合
石川県土質研究協同組合
つるぎ商業開発協同組合
石川県シーリング工事協同組合
協同組合寺井町商店連盟

(組合名)

北陸中央物流協同組合
内浦商店連盟協同組合
協同組合総合設計コンサルタント
かしま商業開発協同組合
(組合設立年次順)

《 組合功労者 》

(氏名)

西田利男 金沢市クリーニング協同組合
南忠春 石川県管工事協同組合
角出芳郎 石川県石油販売協同組合
林清好 石川県石油販売協同組合
柳瀬幸三 片町商店街振興組合
都築隆夫 片町商店街振興組合
山岸秀雄 片町商店街振興組合
関戸昌郎 小松原糸織物商業協同組合
中野成昭 金沢市旅館協同組合
川島慶一 石川県農業機械商業協同組合
鈴大八 石川県農業機械商業協同組合
来丸忠嗣 石川県プレス工業協同組合
前川外雄 石川県プレス工業協同組合
中本力 石川県プレス工業協同組合
山森幸雄 金沢撚糸工業協同組合

(組合名)

(氏名)

中沢由春 金沢撚糸工業協同組合
藤木顕世 住吉工業協同組合
黒田磨 中部編レース工業協同組合
新田博 加能地区青果協同組合
竹内儀幸 小松管工事協同組合
湯田喜久男 小松管工事協同組合
相坂満男 石川県鉄工団地協同組合
川上憲二 石川県鉄骨工業協同組合
小酒悠基夫 協同組合小松問屋センター
今井清郁 協同組合小松問屋センター
柏野伝一 松任市建設業協同組合
北村忠雄 松任市建設業協同組合
上田敬介 金沢市家具小売商業協同組合
村崎正樹 石川県土質研究協同組合
宮本勇 石川県土質研究協同組合

(組合名)

(組合設立年次順)

《 優良専従職員 》

(氏名)

藤井外志美 石川県内装営繕協同組合
(組合設立年次順)

(組合名)

西川記念賞表彰

《 優良組合 》

(組合名)

石川県味噌工業協同組合
小松鉄工機器協同組合
(組合設立年次順)

西川記念賞表彰の沿革

昭和31年5月、故西川外吉氏より本会へのご厚志を基とし、ご寄贈の趣旨を体して、永くこれを記念して、中小企業の振興発展に多大の業績のあった団体または個人を表彰している。

石川県中小企業団体中央会会長表彰

《 優良組合 》

(組合名)

西片町通り商店街協同組合
諸江地区商業協同組合
山代温泉配湯事業協同組合
森本商店街協同組合

(組合名)

石川県ビルメンテナンス協同組合
石川県製本工業組合
協同組合アイコック企業振興センター
協同組合石川県経営事務サービスセンター
(組合設立年次順)

《 組合功労者 》

(氏名)

加藤 勇	輪島漆器商工業協同組合
津田 哲司	輪島漆器商工業協同組合
竹村 令郎	加賀市織物協同組合
岡本 久一	金沢市クリーニング協同組合
竹田 憲昭	田鶴浜建具工業協同組合
野崎 博	田鶴浜建具工業協同組合
菊田 清	石川県味噌工業協同組合
安原 四郎	石川県味噌工業協同組合
今 憲一郎	石川県箔商工業協同組合
川田 政雄	石川県自転車軽自動車事業協同組合
田村 清健	石川県撚糸工業組合
吉野 修	山代温泉旅館協同組合
栄枝 重一郎	山代温泉旅館協同組合
永井 俊二郎	山代温泉旅館協同組合
木呂場 洋介	金沢市旅館協同組合
松本 初夫	金沢市旅館協同組合
出島 啓雄	石川県飲食業生活衛生同業組合
辻 啓伸	石川県農業機械商業協同組合

(組合名)

(氏名)

新谷 重治	石川県農業機械商業協同組合
坂本 猛	石川県畳商工組合
中川 善光	石川県織マーク工業協同組合
中野 悠二	金沢市建築板金協同組合
曾田 國忠	小松鉄工機器協同組合
金森 正昭	山中町料飲業協同組合
高倉 喜八郎	山中町料飲業協同組合
村上 義昭	山中町料飲業協同組合
中越 一成	堅町商店街振興組合
北中 元章	堅町商店街振興組合
岡本 輝明	協同組合金沢問屋センター
塚本 晃	石川県税理士協同組合
嶋田 兼五	石川県税理士協同組合
中川 外志博	金沢酒販協同組合
井波 豊英	金沢酒販協同組合
土村 昇	金沢酒販協同組合
小中出 猛	加賀江沼建設業協同組合
川上 守洋	協同組合アイケイケイ

(組合名)

(氏 名)	(組合名)
佐 藤 正 寿	金沢中央水産物卸協同組合
酒 谷 義 明	加能地区青果協同組合
岡 田 勇	加能地区青果協同組合
土 肥 俊 雄	石川県鉄工団地協同組合
羽 田 俊 作	石川県鉄工団地協同組合
敷 中 克 好	石川県インテリア事業協同組合
小 村 清 司	松任市ガス協同組合
中 村 清 美	鶴来建設工業協同組合
佐 藤 重 二	鶴来建設工業協同組合
村 上 友 昭	石川県内装営繕協同組合
中 田 久 一	能登生コンクリート協同組合

(氏 名)	(組合名)
佐 野 正 則	能登生コンクリート協同組合
松 村 忠 雄	石川県土質研究協同組合
池 多 邦 司	石川県土質研究協同組合
直 野 治 男	石川県機器钣金協同組合
野 村 年	石川県機器钣金協同組合
平 野 忠 泰	北陸電設資材卸業協同組合
竹 内 豊 明	小松市学校給食青果納入協同組合
山 岸 輝 雄	小松市学校給食青果納入協同組合
水 野 康 彦	石川県表具内装協同組合
又 田 稔	レミット・グループ協同組合
室 敏 朗	諸江地区商業協同組合

(組合設立年次順)

《 優 良 専 従 職 員 》

(氏 名)	(組合名)
岡 本 千 香	金沢魚商業協同組合
福 田 貴 子	九谷上絵協同組合
福 島 和 江	石川県木材協同組合連合会
小 山 征 時	白山麓砂利採取協同組合
中 川 義 孝	ウイング北陸総合衣料商業協同組合
目 谷 博 文	石川県自動車整備商工組合

(氏 名)	(組合名)
江 津 春 夫	鶴来建設工業協同組合
中 村 房 子	鶴来建設工業協同組合
寺 田 寛	石川県生コンクリート工業組合
吉 村 巖	石川県生コンクリート工業組合
室 谷 絹 子	能登生コンクリート協同組合
表 真 美	石川県中小企業団体中央会

(組合設立年次順)

春の褒章・叙勲受章の方々（会員関係）

平成14年春の褒章・叙勲受章者が決定され、本会々員関係では、次の方々がその栄誉に輝かれています。心からお喜び申し上げます。今後のさらなるご活躍をお祈り申し上げます。

黄 綬 褒 章

梶 富次郎（62歳） 功績：業務精励（織物業）

主要経歴：現／石川県織物構造改善工業組合 常任顧問

石川県繊維協会 副会長

元／石川県織物工業協同組合 理事長

現住所：金沢市北森本町口34

細 川 孝 一（64歳） 功績：業務精励（造園工事業）

主要経歴：現／石川県造園業協同組合 副理事長

現／石川県造園緑化建設協会 相談役

現／社団法人日本造園組合連合会 評議員

現住所：金沢市黒田1-290

宮 川 義 明（60歳） 功績：業務精励（農林業）

主要経歴：現／石川県菌床椎茸生産協同組合 副理事長

現住所：金沢市市瀬町ハ23

勲 五 等 瑞 宝 章

中 田 淳 造（70歳） 功績：畜産物流通業振興功労

主要経歴：現／石川県食肉商業協同組合 理事長

現／石川県食肉事業協同組合連合会 理事長

現住所：金沢市泉野町2-9-24

石川県制度金融の現在の利率について

石川県制度金融の平成14年4月1日現在の利率について、お知らせいたします。

融 資 名		利率(年)	信用保証	
経営革新等支援融資		2.00%	任意	0.7%
情報技術活用支援融資	〈1〉経営革新分	1.80%	任意	0.7%
	〈2〉一般分	2.00%	〃	〃
地域商工業活性化融資 (信用保証付きの場合 は利率0.5%軽減)	〈1〉一般分	2.20%	任意	0.8%
	〈2〉アクセス分	2.10%	〃	〃
	〈3〉モノづくり再生支援分	2.00%	〃	〃
	〈4〉商業振興分	2.00%	〃	〃
	〈5〉企業活性化支援分	2.20%	〃	〃
創業者支援融資	〈1〉一般・特別分	2.10%	必須	0.8%
	〈2〉中高年齢者創業支援分	1.80%	〃	〃
ゆとり創造・女性雇用 促進融資	〈1〉労働時間短縮	2.20%	任意	1.0%
	〈2〉女性雇用促進	2.10%	〃	〃
経営安定特別対策融資 (信用保証付きは0.5%軽減)		2.00%	必須	0.7%
緊急経営支援融資 (信用保証付きは0.5%軽減)		2.00%	任意	0.5%
連鎖倒産防止・災害対策融資		2.00%	任意	0.7%
金融円滑化特別融資		2.10%	必須	0.7%
小口融資	〈1〉事業資金	2.10%	必須	0.5%
	〈2〉季節資金	1.65%	任意	0.7%
企業立地促進融資		2.00%	任意	0.7%
観光施設整備資金		2.20%	任意	1.0%
民宿整備資金		2.00%	任意	1.0%
勤労者育児・介護休業融資		1.075%	必須	0.18%
バリアフリー施設整備促進融資		1.00%	任意	0.7%
バリアフリー住宅リフォーム資金		2.00%	—	
環境保全資金 一般特別分		2.00%	任意	0.7%
産業廃棄物処理施設整備資金		2.00%	任意	0.7%

各市の中小企業金融制度一覧

- ・ 金沢市中小企業金融制度一覧
- ・ 小松市中小企業金融制度一覧
- ・ 加賀市中小企業金融制度一覧
- ・ 松任市中小企業金融制度一覧
- ・ 羽咋市中小企業金融制度一覧
- ・ 七尾市中小企業金融制度一覧
- ・ 輪島市中小企業金融制度一覧
- ・ 珠洲市中小企業金融制度一覧

金沢市中小企業金融制度一覧表

平成 14 年 4 月 1 日現在

※融資利率は、変更することがあり、融資実行時点の利率が適用されます。

	制 度 名	ご融資対象事業等	融 資 内 容							ご融資申込・受付先
			ご融資対象者	ご融資額限度 (千円)	ご返済期間	返済方法	利率	担保・連帯保証人	取扱金融機関等	
産業振興資金	一 般 分	店舗、事務所、その他の事業所、従業員のための福利厚生施設の新設および増設ならびに機械設備その他の関連設備の設置の事業	中小企業者 および組合	1 事業 100,000 (総事業費の3/4以内)	13年以内 土地付15年以内 (ほかに1年以内据置)	元金均等 償 還	低 利 固定金利 ※融資実 行時点の 利率適用	金融機関の定 めるところに よります	商 工 中 金 興 能 信 用 金 庫 北 國 銀 行 鶴 来 信 用 金 庫 北 陸 銀 行 能 登 信 用 金 庫 福 井 銀 行 石 動 信 用 金 庫 石 川 銀 行 福 光 信 用 金 庫 富 山 第 一 銀 行 金 沢 中 央 信 用 組 合 福 邦 銀 行 大 野 信 用 組 合 金 沢 信 用 金 庫 石 川 県 医 師 信 用 組 合 共 栄 信 用 金 庫 三 井 住 友 銀 行 北 陸 信 用 金 庫	随 時 金沢市商業振興課 TEL (220) 2204
	特 別 分	ホテル、旅館、料亭および共同施設の新設および増設ならびに機械設備その他の関連設備の設置の事業	中小企業者 および組合	1 事業 100,000 特に必要と認められる場合は 200,000 (同 上)	13年以内 土地付15年以内 (同 上)					
	公害防除施設資金	事業所から発生する公害を防除するための施設の設置の事業	中小企業者	1 事業 100,000 (総事業費の9/10以内)	10年以内 (同 上)					金沢市環境保全課 TEL (234) 5122
特定設備資金	企業立地促進資金	特定事業所、先端技術工場および特定地区内の工場の新設、増設または取得の事業	企 業 者 (製造業など)	1 事業 500,000 (総事業費の3/4以内)	15年以内 (ほかに1年以内据置)	元金均等 償 還	同 上	金融機関の定 めるところに よります	産業振興資金に同じ (石川県医師信用組合を除く)	随 時 金沢市商業振興課 TEL (220) 2204
	中心市街地活性化事業 資 金	中心市街地への出店および市街地再開発ビルへの出店のために必要な事業	中小企業者および組合 (小売業、一般飲食店など)	1 事業 100,000	13年以内 土地付15年以内 (同 上)				産業振興資金に同じ	
	中小企業情報化推進資金	企業の情報化に必要な事業	事業認定を受けた 中小企業者および組合	1 企業 20,000 1 組合	10年以内 (1年以内据置含む)				産業振興資金に同じ (石川県医師信用組合を除く)	
	伝統産業工房等整備資金	伝統工芸品の製作作業所の新築、改築 (改装を含む) および増築ならびに機械設備の設置の事業	伝統産業従事者	1 事業 20,000 (総事業費の3/4以内)	10年以内 (同 上)				産業振興資金に同じ (石川県医師信用組合を除く)	
	機械工業構造改善事業貸付金 (機械貸与)	市内の中小企業を中心に鉄工業界の構造改善を図る	中小企業者	1 企業 60,000 (特) 80,000	7年以内 (同 上)	貸付の翌年度 から均等償還		無担保・2名以上 (完済後に機械の 所有権移転)	石川県鉄工機電協会	鉄工機電協会 TEL (268) 0121
経営安定資金	中小企業振興特別資金	長期事業資金を融資し、経営の安定を図る	中小企業者 および組合	1 企業 30,000 1 組合 40,000	7年以内 (2年以内据置含む)	元金均等 償 還	同 上	金融機関の定 めるところに よります	産業振興資金に同じ	随 時 取扱金融機関
	緊急経営安定特別資金 (セーフティネット資金)	経営安定関連保証 (信用保険法第2条第3項第5号) の信用保証を受けて、経営の安定を図る	経営安定関連保証 (5号) の信用保証を 受ける中小企業者	1 企業 40,000	運転5年以内 (1年以内据置含む) 設備7年以内 (1年以内据置含む)		同 上 (信用保証料 年 0.7%)	同 上 (信用保証必須)		
	中小企業創業者支援資金	創業のため若しくは、創業後経営の安定に必要な事業資金	創業を図り又は 創業して1年未満の 中小企業者	1 企業 10,000	6年以内 (6ヵ月以内据置含む)		同 上	同 上		
	季 節 資 金	季節的資金需要に対する融資の円滑化を図る	中小企業者 および組合	1 企業 6,000 1 組合 10,000	6ヵ月以内	分割または一括	同 上 (信用保証料 年 0.5%)	無担保・1名以上 (信用保証必須)	産業振興資金に同じ ほか みずほ銀行・朝銀中部信用組合	夏季資金 6月～8月 年末資金 11月～12月 取扱金融機関
	追 認 小 口 事 業 資 金	小規模事業者の融資の円滑化および迅速化を促進するため追認保証により融資する	従業員40名以内 (商業サービス業10名以内) の中小企業者	1 企業 15,000	運転5年以内 (1年以内据置含む) 設備7年以内 (1年以内据置含む)	元金均等 償 還	同 上 (信用保証料 年 0.5%)	無担保・1名以上 (信用保証必須)	産業振興資金に同じ ほか みずほ銀行・朝銀中部信用組合	随 時 金沢商工会議所 TEL (263) 1161 森本商工会 TEL (258) 0276

小松市中小企業金融制度一覧表（その1）

平成 14 年 6 月 1 日現在

	制 度 名	融資対象	資金使途	融 資 条 件					取扱金融機関等	融資申込先	所 轄 課
				限 度 額 (千円)	期 間 (内据置期間)	利 率	担 保	保証人			
経営安定支援	中 小 企 業 緊 急 支 援 資 金	市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	運 転 資 金	20,000	6年以内（6ヵ月以内）	年 % 2.00	金融機関所定の扱い		北 國 銀 行 北 陸 銀 行 福 井 銀 行 富 山 第 一 銀 行 福 邦 銀 行 北 陸 信 用 金 庫 金 沢 信 用 金 庫 鶴 来 信 用 金 庫 商工組合中央金庫	市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	商 工 振 興 課
	中 小 企 業 振 興 資 金	市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	設 備 資 金	40,000	7年以内（6ヵ月以内）	2.10				市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	商 工 振 興 課
	中 小 企 業 節 節 資 金	市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	夏季、年末の運転資金	5,000	6月以内	1.65				取 扱 金 融 機 関 6月15日～8月31日(夏季) 11月1日～12月末日(年末)	商 工 振 興 課
新規立地支援	中 小 企 業 立 地 促 進 資 金	市内で工場等の新・増設を行う中小企業者（一部市外中小企業者の立地も可）	設 備 資 金	100,000 (投資額の3分の2以内で可)	土地建物 10年以内（1年以内） 機械設備 7年以内（1年以内）	2.10				市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	商 工 振 興 課
起業支援	起 業 家 支 援 資 金	市内で新たに事業を開始しようとする者（開業後1年未満の者を含む）	事 業 資 金	10,000	6年以内（6ヵ月以内）	2.00				取 扱 金 融 機 関	商 工 振 興 課
組合支援	組 合 体 質 強 化 資 金	市内で1年以上経済事業を行っている組合及び組合員	事 業 資 金	共同 50,000 転貸 10,000	運転 5年以内（6ヵ月以内） 設備 7年以内（6ヵ月以内）	2.10				取 扱 金 融 機 関	商 工 振 興 課
	高 度 化 事 業 助 成 資 金	中小企業総合事業団の資金助成の対象となった高度化事業を行う組合	設 備 資 金	100,000 (総事業費－中小企業総合事業団及び県融資額)の80%以内で	10年以内（6ヵ月以内）	2.10	金融機関所定の扱い	組合の役員		市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	商 工 振 興 課
特定目的事業支援	公 共 事 業 推 進 商 店 街 振 興 資 金	公共事業工事で影響のある商店街の商店	運 転 資 金	1,000	3年以内（6ヵ月以内）	2.10	金融機関所定の扱い		北 國 銀 行 北 陸 銀 行 福 井 銀 行 富 山 第 一 銀 行 福 邦 銀 行 北 陸 信 用 金 庫 金 沢 信 用 金 庫 鶴 来 信 用 金 庫	市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	下水道普及促進課
	都 市 計 画 事 業 設 備 資 金	市街地再開発事業、都市計画街路事業で建築・取得する者	建 築 取 得 資 金	15,000 (費用の40%以内で)	耐火建築物 15年以内（6ヵ月以内） その他の建築物 12年以内（6ヵ月以内）	2.10				市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	都 市 計 画 課
	公 害 防 止 設 施 整 備 資 金	公害の発生を防止するための施設を整備する中小企業者・組合	公 害 防 止 設 施 資 金	個人、会社 5,000 組合 10,000	5年以内（6ヵ月以内）	2.10				市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	環 境 企 画 課
	防 火 設 備 等 整 備 資 金	防火区域内における消防用設備をする者	消 防 用 設 備 資 金	一定施設 10,000 20,000	5年以内（6ヵ月以内） 一定施設 10年以内（6ヵ月以内）	2.10				消防長の適格証明書を添えて取扱金融機関	消 防 本 部 予 防 課
	下 水 道 宅 内 工 事 促 進 資 金	農業集落排水処理区域内での便所等の改造をする者	改 造 資 金	1,600	5年以内	1.70				小松市農業協同組合	市 長 の 適 格 証 明 書 を 添 え て 取 扱 金 融 機 関 農 務 課
	水 洗 便 所 改 造 資 金	既設の便所を水洗便所に改造する者	改 造 資 金	700	4年以内	無利子	連帯保証人	1名		下水道普及促進課	下水道普及促進課

※融資利率は、市場金利の動向等により変更することがあります。

小松市中小企業金融制度一覧表（その2）

平成 14 年 6 月 1 日現在

	制 度 名	融資対象	資金使途	融 資 条 件					取扱金融機関等	融資申込先	所 轄 課
				限 度 額（千円）	期 間（内据置期間）	利 率	担 保	保証人			
労 働 関 係	勤 労 者 育 児 ・ 介護休業生活資金	育児・介護休業取得中の者 で育児・介護休業期間終了 後復職することが確実な者	生 活 資 金	1,000	5年以内 (500千円以下の場合は3年以内)	年 % 1.40	連帯保証人	1名	北 陸 労 働 金 庫	北 陸 労 働 金 庫	男女共同参画課
	(労働者生活資金)	労働組合組織に加入してい る 者	住 宅 ・ 生 活 資 金	住 宅 生 活 100,000 5,000	住 宅 生 活 (教育ローン 35年以内 10年以内 15年以内)	変動 2.40～2.50 固定 1.50～2.95 その他 2.30～4.90	住宅資金 有 生活資金 無	協会保証付 により原則 不 要	北 陸 労 働 金 庫	北 陸 労 働 金 庫	商 工 振 興 課
	(労働者福利 厚生資金)	上記を除く勤労者	住 宅 ・ 生 活 資 金	住 宅 生 活 70,000 5,000	住 宅 生 活 (教育ローン 35年以内 10年以内 15年以内)	変動 2.40～2.50 固定 1.50～2.95 その他 2.30～4.90	住宅資金 有 生活資金 無	協会保証付 (場合により 保証人要)	北 陸 労 働 金 庫	北 陸 労 働 金 庫	商 工 振 興 課
	勤労者小口資金	市内に1年以上在住し、同一 事業所に1年以上勤務しており、 扶養家族を有する勤労者	生 活 資 金	1,000	3年以内（6ヵ月以内）	2.90	無	取扱金融機 関所定の扱 い	北 陸 労 働 金 庫	北 陸 労 働 金 庫	商 工 振 興 課

県に協調している制度

経営安定支援	追認小口事業資金	商工会議所会員又は経営指導を受けている者で従業員40名以内	事業資金	15,000	設 備	7年以内	年 % 2.10	無 担 保	金融機関所定の扱い	原則として市指定の金融機関	商工会議所経由のうえ取扱金融機関	県経営支援課
		特別小口 小規模事業者従業員20名以内（商業・サービス業5名以内）		12,500	運 転	5年以内（1年以内）		無 担 保 ・ 無 保 証 人				
新規立地支援 県外企業等の	企業立地促進資金	県の指定する工場適地等に立地する企業で雇用増、下請への波及効果のあるもの	設備資金	500,000 (投資額の3分の2以内)		10年以内（2年以内）	2.00	金融機関所定の扱い		商工中金・北國・北陸・福井・富山第一・福邦銀行、信用金庫、みずほ・三井住友・UFJ	知事の認定書を添えて取扱金融機関	県産業立地課

その他の団体に協調している制度

機 械 貸 与 支 援	鉄工協会延払機 械設備貸与資金	中小企業者、協同組合等 の共同事業施設。機械金 属、電機電子工業等に使用 する設備等	機械貸与資金	60,000	7年以内（借入年度内）	2.75	頭 金 10% 無 担 保	2 名 以 上	石川県鉄工機電協会	石川県鉄工機電協会	石川県鉄工機電協会
				特認 80,000							

※融資利率は、市場金利の動向等により変更することがあります。

【問合せ先】

小松市役所商工振興課	0761-24-8074	小松市消防本部予防課	0761-20-2708	小松商工会議所	0761-21-3121
小松市役所下水道普及促進課	0761-24-8097	小松市役所農務課	0761-24-8079	石川県経営支援課	076-223-9194
小松市役所都市計画課	0761-24-8099	小松市役所男女共同参画課	0761-24-8043	石川県産業立地課	076-223-9189
小松市役所環境企画課	0761-24-8067			北陸労働金庫	0761-22-3342
				(社)鉄工機電協会	076-268-0121

加賀市中小企業金融制度一覧表（その1）

平成 14 年 4 月 1 日現在

	制度名	融資対象	資金使途	融 資 内 容						取扱金融機関	融資申込先 (受付期間)	所管課	
				限 度 額(千円)	期間(据置期間)	利 率	担 保	保証人	保証料率				
商 工 業 振 興 資 金	小口事業資金 (県と協調)	商工会議所の会員又はそれらの経営指導を受けている者であって小規模企業者(従業員40人以内(商業・サービス業10人以内))等	設備資金 運転資金	13,000 無保証人の場合 10,000	設備 7年以内 (1年以内) ----- 運転 5年以内 (6ヵ月以内)	2.100%以内	無 担 保	金融機関 の所定の 扱いによる	0.50%	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫	商工会議所を経由の う え、取扱金融機関 (随時)	商 工 課	
	新規開業事業 転 業 資 金	1年以上市内に在住し、新規に開業または転業しようとする中小事業者で別に定める要件を具備している法人又は個人	設備資金 運転資金	10,000 (事業費の2/3以内)	設備 7年以内 (1年以内) ----- 運転 5年以内 (1年以内)	2.100%以内	県信用保証協会の 所定による	2名以上	0.70%	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の 市内各支店	商工会議所を経由の う え、取扱金融機関 (随時)		
	組合強化資金	商工会議所の会員である組合、組合員	設備資金 運転資金	組 合 50,000 組合員 20,000	設備 7年以内 (1年以内) ----- 運転 5年以内 (1年以内)	2.175%以内	金融機関の所定の扱いによる	・ 組合は県信用保証協会、組合員は、これに加賀市転貸保証協会を加えたいずれかの保証を付する。		北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の 市内各支店、商工中金 沢支店	取扱金融機関 (随時)		
	企 業 立 地 促 進 資 金	○加賀市産業条例の助成対象となる右記の施設に係る設備投資 ア 工場・物流加工施設 イ 研究所・ソフトウェア業等の事業所 ウ 保養施設 エ 高度化事業を実施する組合 オ 産業振興に係る施設											
		①ア～ウ、オのうち県の地域総合整備資金の貸付を受けるもの	設備資金	500,000 (事業費の2/3以内)	15年以内 (3年以内)	1.675%以内	金融機関の所定の扱いによる	金融機関所定の扱いによる	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の 市内各支店	市長の認定書を添えて取扱金融機関 (随時)			
		②ア～オの設置	設備資金	300,000 (事業費の2/3以内)	10年以内 (2年以内)	1.700%以内	金融機関の所定の扱いによる	金融機関所定の扱いによる 信用保証一般枠 1.00%					
	資	石川県企業立地促進融資制度対象者 (県と協調)	設備投資	500,000 (事業費の2/3以内)	10年以内 (2年以内)	2.000%以内	金融機関の所定の扱いによる	0.70%	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、富山第一銀行、福邦銀行、信用金庫、商工中金	知事の認定書を添えて取扱金融機関 (随時)			
	金	商 店 街 振 興 資 金	①地域商店の特性を活かす商店街振興事業を行う振興組合等 ② ①に係る組合員で卸売・小売・飲食及びサービス業を営むもの	設備資金	① 100,000 (投下固定資産額の2/3以内) ② 30,000 (投下固定資産額の1/2以内)	10年以内 (2年以内)	1.700%以内	金融機関の所定の扱いによる	金融機関所定の扱いによる 信用保証一般枠 1.00%	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の 市内各支店	市長の認定書を添えて取扱金融機関 (随時)		
				運転資金	① 30,000 ② 10,000	5年以内 (1年以内)							
		製 造 加 工 業 振 興 資 金	日本標準産業分類大分類に規定する製造業者	設備資金	30,000 (事業費の2/3以内)	7年以内 (2年以内)	2.175%以内	金融機関の所定の扱いによる	金融機関所定の扱いによる 信用保証一般枠 1.00%	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の 市内各支店	市長の認定書を添えて取扱金融機関 (随時)		
運転資金	10,000			5年以内 (1年以内)									

加賀市中小企業金融制度一覧表（その2）

平成14年4月1日現在

	制度名	融資対象	資金使途	融 資 内 容						取扱金融機関	融資申込先 (受付期間)	所管課
				限 度 額(千円)	期 間(据置期間)	利 率	担 保	保証人	保証料率			
商 工 業 振 興 資 金	中 小 企 業 季 節 資 金	中小企業者	運転資金	5,000	6ヵ月以内	1.650%以内	金融機関の所定の扱いによる		——	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の市内各支店	取扱金融機関 (盆 ：6/15～8/31 年末：11/1～12/30)	商 工 課
	観 光 振 興 資 金	旅館業者又は旅館業者を構成員とする組合員	設備資金	30,000	10年以内 (2年以内)	2.100%以内	金融機関の所定の扱いによる		1.00%	商工中金金沢支店	取扱金融機関 (随時)	
			運転資金	15,000	5年以内 (1年以内)							
	民 宿 整 備 資 金 (県と協調)	①県民宿協会の会員 ②県民宿協会の推薦を受けた者	設備資金	10,000	10年以内 (1年以内)	2.000%以内	金融機関の所定の扱いによる		1.00%	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、富山第一銀行、福邦銀行、信用金庫、商工中金	取扱金融機関 (随時)	
臨 時 経 営 支 援 資 金 (平成14年9月 末 まで)	売上が増加していない中小企業者	運転資金 設備資金	20,000	7年以内 (1年以内)	1.880%以内	金融機関の所定の扱いによる		石川県信用保証協会の保証枠に従う	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の市内各支店	商工会議所の認定書を添えて取扱金融機関 (平成14年9月末日まで)		
勤 労 者 福 祉 向 上 資 金	勤 労 者 生 活 安 定 小 口 資 金	勤労者	生活資金	1,000	3年以内	2.900%以内	金融機関 の 所 定 の 扱 い に よ る	1名以上	未組織労働者 0.88%	石川県労働金庫大聖寺支店	取扱金融機関 (随時)	商 工 課
	育 児 ・ 介 護 休 業 資 金	育児・介護休業取得者	生活資金	1,000	5年以内	1.400%以内	金融機関 の 所 定 の 扱 い に よ る	1名以上	未組織労働者 0.88%	石川県労働金庫大聖寺支店	取扱金融機関 (随時)	
	消 費 生 活 協 同 組 合 資 金	消費生活協同組合	設備資金 運転資金	1,000 9,000	7年以内 1年以内	2.600% 1.900%	金融機関の所定の扱いによる		——	石川県労働金庫大聖寺支店	取扱金融機関 (随時)	
環 境	公害防止施設 整 備 資 金	公害防止施設を設置しようとする者	設備資金	10,000	10年以内 (1年以内)	1.950%以内	金融機関の所定の扱いによる		金融機関所定の扱いによる 信用保証一般枠	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の市内の各支店	市長の認定書を添えて取扱金融機関 (随時)	環 境 課
他 団 体 の 制 度 金 融	※ 延 払 い に よ る 機 械 設 備 貸 与 資 金	(社)石川県鉄工機電協会の会員	設備資金	60,000 (特別枠 80,000)	7年以内 (貸与年度内)	2.750%以内 (利子補給 0.5%)	——	連帯 保証人 2名以上	対象機械価額の 10%相当額	(社)石川県鉄工機電協会	(社)石川県鉄工機電協会 (協会で定める期間)	商 工 課
	※ 労 働 者 福 利 厚 生 貸 付 資 金	担保力の乏しい労働者 (未組織労働者)	生活資金 住宅資金	指定金融機関の定める貸出限度額に同じ	5年～25年以下	生活資金 8.90% 住宅資金 ～2.53%	——	連帯 保証人 1名以上	無担保 0.88%以内 有担保 0.18%以内	労働者信用基金協会	労働金庫	
	※ 勤 労 者 貸 付 金	組織労働者	生活資金 住宅資金	指定金融機関の定める貸出限度額に同じ	5年～25年以下	生活資金 8.90% 住宅資金 ～2.53%	金融機関 の 所 定 の 扱 い に よ る	連帯 保証人 1名以上	——	労働金庫	労働金庫	

加賀市役所 産業環境部商工課 TEL 0761 - 72 - 7905
環境課 TEL 0761 - 72 - 7890

松任市中小企業金融制度一覧表

平成 14 年 4 月 1 日現在

制 度 名	融 資 対 象	資金使途	融 資 条 件					融資申込先
			限 度 額	返 済 期 間	利 率	返済方法	担保・保証人	
中 小 企 業 経 営 安 定 資 金	商工会議所の会員若しくは経営指導を受けている中小企業者	(事業資金) 事業経営の安定及び合理化	1企業 1,500万円以内 1組合 1,500万円以内 (特認) 3,500万円以内	(運転資金) 5年以内 (据置期間6カ月以内) (設備資金) 7年以内 (据置期間1年以内)	年2.10%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(商工会議所) 会頭の認定書を添えて取扱 金融機関
中 小 企 業 特 別 支 援 融 資 資 金	商工会議所の会員若しくは経営指導を受けている中小企業者で最近 3 か月又は 6 か月の売上が前年又は 2、3 年前の同期に比較して減少している者	(運転資金) 事業経営の安定及び合理化 代替は不可	1企業 1,500万円以内	7年以内 (据置期間1年以内)	年1.60%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(商工会議所) 会頭の認定書を添えて取扱 金融機関
中 小 企 業 季 節 資 金	市内において引き続き 1 年以上同一の事業を営んでいる中小企業者	(運転資金) 夏季及び年末年始の資金 需要	1企業 500万円以内	6カ月以内	年1.65%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(取扱金融機関) 申込期間 夏 季 6/15～8/31 年 末 年 始 11/1～12/30
店 舗 近 代 化 資 金	商工会議所の会員若しくは経営指導を受けている中小企業者 (卸売業、小売業及びサービス業を営んでいる者)	(設備資金) 店舗の新築、改築、増築 及び店内施設の設置事業 並びに顧客用駐車場 (用 地取得費は除く) の整備	1企業 1,000万円以内	7年以内 (据置期間1年以内)	年1.90%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(商工会議所) 会頭の認定書を添えて取扱 金融機関
企 業 体 質 改 善 資 金	市内に事業所 (製造業) を有し 1 年以上引き続き同一事業を営む中小企業者	(設備資金) 機械設備の設置及び生産 設備を建設するもの	1企業 1,500万円以内 1組合 2,000万円以内 (いずれも総事業費の3/4以内)	7年以内 (据置期間1年以内)	年2.10%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(市商工観光課) 市長の認定書を添えて取扱 金融機関
誘 致 工 場 建 設 資 金 (一 般 分)	松任市における工場立地の促進に関する条例第 3 条に定める企業又は市長が特に認める企業の代表者	(設備資金) 基準内用地の取得費又は 基準内工場の新設若しく は増設	1企業 1億円以内 (総事業費の2/3以内)	10年以内 (据置期間2年以内)	年2.20%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(市経済振興課) 市長の認定書を添えて取扱 金融機関
中 小 企 業 創 業 者 支 援 融 資 資 金	①信用保証協会の保証対象となる業種の中小企業を市内で創業するために具体的な計画を有する者 ②中小企業を市内に創業して1年に満たない者	(事業資金) 開 業 に 必 要 な 資 金	1企業 1,000万円以内	10年以内 (据置期間2年以内)	年1.90% 45歳以上 の開業者 年1.70%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(市商工観光課) 市長の認定書を添えて取扱 金融機関

羽咋市中小企業金融制度一覧表

平成 14 年 4 月 1 日現在

制度名	ご融資対象事業等	融 資 内 容								
		ご融資対象者	ご融資額	融資期限	返済方法	利 率	利子補給額	担保・保証人	信用保証	取扱金融機関
羽咋市経営支援融資および同利子補給金	羽咋市内に住所または事業所を有し、原則として、1年以上継続して同一の事業を営んでいる方。	最近3ヵ月間の平均売上（生産）額が前年同期の月平均売上（生産）額に比して一定割合（10%）以上減少しているなど、経済状況が依存する産業の活動の低下により大きな影響を受けている方は、利子補給金の交付を受けることも可能です。	運転資金 1,000万円以内 設備資金 1,500万円以内	運転資金 5年以内 （据置1年以内） 設備資金 7年以内 （据置1年以内）	元金均等返済	年2.15%ただし、毎年9月末日に利率を見直す。	融資額の1%以内	取扱い金融機関所定による。	取扱い金融機関所定による。ただし、信用保証協会の倒産関連別枠保証を受け、信用保証制度に基づく認定等が必要です。	北國銀行羽咋支店 北國銀行邑知支店 北陸銀行羽咋支店 興能信用金庫羽咋支店 能登信用金庫羽咋支店

〈申込期間〉平成 15 年 3 月 31 日まで

〈受付窓口〉

- 1、申し込み受付窓口は、取扱金融機関です。
- 2、申し込み用紙及び倒産関連中小業者の認定書用紙等は、市商工観光課・商工会及び取扱金融機関の窓口にあります。
- 3、倒産関連中小業者の認定は取扱金融機関を通じて市商工観光課でいたします。
- 4、申し込み用紙の記載要領は、市または商工会の窓口でもご相談に応じます。
- 5、その他、次の書類等が必要となります。
 - (イ) 最近の決算書あるいは営業報告書（直近のもの）
 - (ロ) 印鑑証明（3 ヶ月以内）
 - (ハ) 住民票又は登記簿抄本（法人）
- (二) 倒産関連中小業者の認定を受け、利子補給金を受けようとする方は生産額または取引額が減少していることを証するもの
- (ホ) その他金融機関所定の書類

七尾市中小企業金融制度一覧表

平成 14 年 4 月 1 日現在

融資制度名		融 資 対 象	資金使途	融 資 内 容									
				限度額(千円)	貸付据置期間	利 率	返済方法	担 保	保証人	指定金融機関	問い合わせ先		
追認保証小口事業資金 (県と協調)		市内に事業所を有し、1年以上引き続き同一の事業を営んでいる小規模事業者。(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者)	運 転 資 金	15,000	運転 5年以内	2.10%	月賦償還 一括償還	要せず	1名以上	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 富 山 第 一 銀 行 能 登 信 用 金 庫 興 能 信 用 金 庫	左記指定金融機関 七尾市産業部商工観光課 七尾商工会議所		
			設 備 資 金	10,000	設備 7年以内	保証料0.5%			要せず				
緊 支	急 経 営 援 融 資 (県と協調)	経済状況がその依存する事業所又は産業の活動の低下等により、大きな影響を受けている中小企業者又は組合	運 転 資 金	50,000	運転 5年以内 (1年以内)	2.00%	元金均等償 還	指定金融機関の取扱いによる	指定金融機関の取扱いによる				
中 小 企 業 振 興 資 金	店 舗 改 装 資 金	市内に引き続き1年以上同一の事業を営む卸小売商業者。(資本の額又は出資の総額が5,000万円以下。従業員が50人以下。)	店舗増改築店内の改裝駐車場設置	5,000	7年以内 (12ヶ月限度据置)	2.10%	月賦償還	要せず (付保の場合は指定金融機関の取扱いによる)	1名以上				
	観 光 施 設 整 備 資 金	市内に旅館施設を有する者。土産品の製造販売を1年以上営む者。(資本の額又は出資の総額が5,000万円以下。従業員が100人以下。)	観光施設の整備改善										
	機 械 設 備 近 代 化 資 金	市内に引き続き1年以上同一の事業を営む工業者。(資本の額又は出資の総額が1億円以下。従業員が300人以下。)	機 械 器 具、装 置 の 購 入										
	経 営 安 定 資 金	市内に住所・事業所を有し、1年以上同一場所で同一事業を営む者。(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者)	運 転 資 金										
	高 度 化 資 金	共 同 施 設 設 置 資 金	事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、商店街振興組合、環境衛生同業組合、企業組合、協業組合。	施 設 設 置、土 地 購 入 等	30,000	10年以内 (12ヶ月限度据置)	2.10%	月賦償還 半年賦償還	商工中金の取扱いによる	商工中金の取扱いによる	商工中金	商工中金金沢支店 七尾市産業部商工観光課 七尾商工会議所	
		工 場 集 団 化 工 場 共 同 化 資 金	事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合。	工業団地の造成、共同工場の建設									
		店 舗 等 集 団 化 資 金	事業協同組合、事業共同小組合。(資本の額又は出資の総額が1,000万円以下。従業員が50人以下。)	卸売団地の造成									
		商 店 街 近 代 化 資 金	事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、商店街振興組合。	商店街の環境整備									
		小 売 商 業 店 舗 共 同 化 資 金	事業協同組合、事業協同小組合、中小小売商業者による会社。	スーパーマーケット等の 共 同 設 立									
	辺地産業育成資金		市内に住所を有し、1年以上辺地地域において同一事業を営む者。(石川県信用保証協会の保証対象業種。)	運転資金設備資金	5,000	5年以内 (12ヶ月限度据置)	2.10%	月賦償還	要せず (付保の場合は指定金融機関の取扱いによる)	1名以上	能登信用金庫	商工中金金沢支店 七尾市産業部商工観光課 七尾商工会議所	
延払機械設備貸与資金		市内の中小企業を中心に鉄工業界の構造改善のための設備を県鉄工機電協会が購入し貸与		1企業 60,000 (特) 80,000	7年以内 (12ヶ月限度据置)	0.90%	貸付の翌年度から均等償還	無担保機械の所有権は完済後所有権移転	2名以上	石川県鉄工機電協会	石川県鉄工機電協会		
観 光 施 設 整 備 資 金	一 般 事 業	市内の旅館業を経営する者で、原則として1年以上引き続きその事業を営んでいる者。	設 備 資 金	50,000	10年以内 (3年据置)	2.20%	月賦償還	指定金融機関の取扱いによる	指定金融機関の取扱いによる	北 國 銀 行、北 陸 銀 行、富 山 第 一 銀 行、能 登 信 用 金 庫、興 能 信 用 金 庫、商 工 中 金	左記指定金融機関 七尾市産業部商工観光課 七尾商工会議所		
	特 別 事 業	市内の旅館業を経営する者で、原則として1年以上引き続きその事業を営んでいるものであって、石川県地域総合整備資金の貸付けを受ける者。	設 備 資 金	300,000	15年以内 (3年据置)	2.00%	月賦償還						
中小企業創業者支援資金		市内に事業所を開業する者で、原則として引続き1年以上市内に居住する者 (中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者)	運 転 資 金 設 備 資 金	10,000	運転 5年以内 設備 7年以内	2.10%	月賦償還 一括償還	指定金融機関の取扱いによる	指定金融機関の取扱いによる	北 國 銀 行、北 陸 銀 行、富 山 第 一 銀 行、能 登 信 用 金 庫、興 能 信 用 金 庫	左記指定金融機関 七尾市産業部商工観光課 七尾商工会議所		

輪島市中小企業金融制度一覧表

平成 14 年 4 月 1 日現在

制 度 名	融 資 対 象 者	融 資 条 件						信用保証		取扱金融機関
		使 途	融資限度額(千円)	返済期間	融資利率(年)	担 保	保証人	付 保	保証料	
追 認 保 証 小 口 事 業 資 金	輪島商工会議所の会員又はその経営指導をおおむね6ヶ月以上前から受けているもので、従業員40名以内（商業・サービス10名以内）であり市税を滞納されていない者	運 転 設 備	15,000 無保証人の場合 12,500	運転 5年以内 (据置1年以内) 設備 7年以内 (据置1年以内)	2.10%以内	原則として無担保	必 要	必 須	0.5%	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 興 能 信 用 金 庫 石 川 銀 行 富 山 第 一 銀 行 能 登 信 用 金 庫
輪島市中小企業 経営安定資金 (輪島市制度)	輪島市内において1年以上引き続き同一の事業を営み、商工会議所会員又はその経営指導を受けている中小企業者で、市税を滞納されていない者	運 転	20,000 5年以内 (据置5ヶ月以内)	2.10%以内	金融機関所定の扱い	必 要	任 意	1.0%		北 國 銀 行 北 陸 銀 行 興 能 信 用 金 庫 石 川 銀 行 富 山 第 一 銀 行 能 登 信 用 金 庫
		設 備	特別融資枠 2,000 5年以内 (据置12ヶ月以内)	8年以内 (据置8ヶ月以内)						
石 川 県 民 宿 整 備 資 金	県民協会の会員 県内で民宿を営む者並びに民宿を経営しようとする者で、県民協会の推薦を受けた者	設備資金	10,000	10年以内 (据置1年以内)	2.00%以内	金融機関所定の扱い	必 要	任 意	1.0%	県指定金融機関

※輪島市中小企業経営安定資金の利用者は、平成14年度中の新たな融資申込者（借り替えも含む）に限り、当該年度0.35%の利子補給を行います。

詳細は整備中であります。

珠洲市中小企業金融制度一覧

1. 利子補給金（珠洲市中小企業経営安定利子補給金）

次の資金（運転・設備）の融資を既に受けられている方で、平成14年3月末日現在で融資残高が残っている方について下記の助成が受けられます。

対 象 者	中小商工業者
補 助 額	1 利子補給金額は、融資合計残高の平成14年3月末日約定残高をもとに、毎月の償還後残高に0.5%を乗じて得た金額の12ヵ月分の合計額を上限として補給する。 2 国民生活公庫小企業等経営改善融資（マル経資金）については、新規借入れに対して利子補給するものとする。 3 補給対象期間は平成14年度限りとする。ただし、国民生活金融公庫小企業等経営改善融資（マル経資金）は借入れから12ヵ月分補給するものとする。 4 延滞があった場合は、延滞の期日の前の月までを計算し、補給するものとする。
取 扱 期 間	平成14年4月1日～平成15年3月17日

※対象となる制度融資等についてはご相談ください。

2. 信用保証料補給金（珠洲市中小企業経営安定保証料補給金）

次の資金（運転・設備）の融資を平成14年4月以降に受けたとき、石川県信用保証協会へ支払った信用保証料について下記の助成が受けられます。

対 象 者	中小商工業者
補 助 率	信用保証料の50%
取 扱 期 間	平成14年4月1日～平成15年3月17日

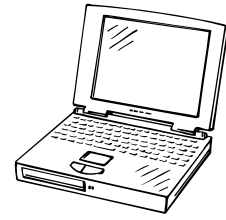
※対象となる制度融資等についてはご相談ください。

3. 融資制度（珠洲市緊急経営融資助成資金）

長期にかつ低利な資金を円滑に供給することを目的に、平成14年度新規に市独自の融資制度の創設を行います。

①融 資 対 象	珠洲市内に事業所を有し、原則として1年以上引き続き同一事業を営んでいる中小企業者及び当該中小企業者を構成員とする組合であって、次のすべての要件に該当するものとして珠洲商工会議所が認定したものとする。 ア 最近3ヶ月間の月平均の売上高が前年同期の月平均の売上高と比較して増加していないこと。 イ 今後、中長期的に業況の回復が見込まれること。 ウ 申込時点で市税の滞納をしていないこと。
②資 金 使 途	経営の安定に必要な運転資金
③融資限度額	10,000千円
④融 資 期 間	7年以内（うち据置き1年以内）
⑤融 資 利 率	1.80%（経済状況により変動する場合があります。）
⑥担保・保証人	金融機関所定の扱い
⑦信 用 保 証	任意（1.0%）
⑧融 資 形 式	証書貸付
⑨返 済 方 法	元金均等月賦償還
⑩取 扱 期 間	平成14年4月1日～平成15年3月17日

株式会社の貸借対照表をインターネットで公開できます！



- 平成 14 年 4 月 1 日から、株式会社の貸借対照表の公開の方法として、「インターネット上での貸借対照表の公開」が新しく加わりました。
- これまで「貸借対照表又はその要旨」を「官報」又は「日刊新聞」で「公告」しなければなりませんでした。これに代えて、「インターネット上での貸借対照表の公開」が新しい選択肢として加わりました。（平成 13 年秋の臨時国会で改正された商法（平成 13 年法律第 128 号）第 283 条第 4 項、第 5 項。平成 14 年 4 月 1 日施行）
「公告」か「公開」をしない場合、100 万円以下の過料に処せられることとなっています。
- 具体的なホームページへの掲載は、次のように行います。
 - ① ホームページに貸借対照表（要旨ではなく全体）を掲載する。
 - ② 掲載するウェブページのアドレスを商業登記所（法務局）に登録する。
 - ③ 1 度掲載した貸借対照表は、5 年間継続して掲載する。
 - ④ 貸借対照表を掲載するホームページは、自社のホームページでなくてもよい。
- 株式会社の「株主」と「債権者」は、会社の計算書類を見ることができますが（閲覧謄写権）、これから新たに関係に入ろうと考えている人など、一般公衆に対しては、官報・日刊新聞による「公告」をしなければならないことが法定されていましたが、費用がかかるため履行するのが大会社の一部に限られ、公告する会社が少なかったのが実情でした。
- しかしながら、そもそも株式会社という会社形態は、不幸にして会社が倒産し、会社財産を処分しても債権者に債務を弁済できない場合であっても、株主は会社に出資した額を限度としてしか責任を負わない、つまり、株主個人の財産処分までは求められないという「有限責任制度」のメリットが得られる会社です。
- このような有限責任制度の会社である株式会社に対しては、情報の開示（ディスクロージャー）が求められています。
官報による決算公告の掲載料金 中小会社（2 枠：59,126 円、3 枠：88,689 円）日刊新聞（全国紙）の法定公告掲載料金（天地 2 段・左右 1/8 570,000 円～）
- 自ら積極的に情報をオープンにして競争に臨むことが会社に対する評価を高め、新たな取引関係先の開拓、商機の拡大につながります。

第2回 中央会女性部通常総会開催される

中央会女性部の第2回目の通常総会が5月23日（木）メルパルク金沢において、来賓として石川県商工労働部経営支援課 土屋直三課長、商工組合中央金庫金沢支店 福田康雄支店長、石川県中小企業団体中央会 安田隆明会長を迎え、41人の出席者のもと開催されました。

総会は、多田副会長の進行により開催、谷崎会長の挨拶のあと、来賓紹介があり、議長に谷崎会長を選任し、第一号議案「平成13年度事業報告書、収支決算書並びに剰余金処分（案）承認の件」、第二号議案「平成14年度事業計画書（案）並びに収支予算書（案）承認の件」、第三号議案「平成14年度経費の賦課並びに徴収方法決定の件」、第四号議案「役員改選の件」の四議案が上程され、すべて原案どおり承認可決されました。

なお、役員改選において選任された山岸淑子新会長をはじめ新任の役員は下記の下記の10名の方々です。

総会に引き続き、障害者など、何らかの職業的障害のあることが原因で、一般企業に就職する機会が少ない人たちに「働く場」を提供されている石川県社会就労センター協議会から、セルプあさがお施設長 夷藤和明氏、キッチンクラブおしみず指導員 因幡卓也氏、内灘福祉作業所指導員 長丸勇二氏、やまびこ学園指導員 森川 章氏を迎え、センターについての研修会が行われました。

今年度、女性部では、県内地域に目を向けた、地域認識・地域貢献活動を事業の柱として考えており、大変有意義な研修会となりました。

その後、別室に移り、和気藹々の雰囲気の中、交流会が開催されました。

□ 平成14年度 中央会女性部役員

会 長	山 岸 淑 子	豎町商店街振興組合 マムの会
副会長	山 本 和 栄	小松織物工業協同組合 ラ・クロス・アミカ
副会長	松 田 千代子	富来町商業近代化協同組合 アスク女性部
理 事	谷 崎 年 子	石川県女性交流開発協同組合
理 事	多 田 則 子	和倉温泉旅館協同組合 おかみの会
理 事	中 川 和 子	石川県自動車整備商工組合 石川県女性整備士会
理 事	小 西 千賀子	ウイング北陸総合衣料商業協同組合 ウイング奥様会
理 事	須 谷 正 代	山中温泉旅館協同組合 山中温泉ぼたん会
監 事	高 木 幸 子	輪島市本町商店街振興組合 女性部
監 事	安 藤 喜代子	金沢市湯涌温泉観光事業協同組合 かたくり会



山岸新会長の挨拶



研修会風景

第 26 回 青年中央会通常総会開催される

平成 14 年度青年中央会通常総会が 6 月 1 日（土）ホテル日航金沢において 90 人を超える出席者のもとで開催されました。

総会は、深沢理事の進行により開催、長池会長の挨拶のあと来賓紹介があり、議長に長池会長を選任し、第一号議案「平成 13 年度事業報告書、収支決算書並びに剰余金処分（案）承認の件」、第二号議案「平成 14 年度事業計画書（案）並びに収支予算書（案）承認の件」、第三号議案「平成 14 年度経費の賦課並びに徴収方法決定の件」、第四号議案「役員改選の件」の四議案が上程され、すべて原案どおり承認可決されました。

総会終了後、別室に移り、懇親交流会が行われました。

なお、新任の役員の方々は下記の方々です。

□ 平成 14 年度 青年中央会役員

会 長	長 池 正	石川菓業青年会			
副会長	松 本 雅 之	近江町市場商店街振興組合青年部	宮 谷 隆 之	片町商店街振興組合青年部	
	深 沢 大	南加賀情報ネットワーク協議会	諸 江 憲 造	石川県板金工業組合青年部会	
理 事	藤 井 公 祥	小松鉄工機器協同組合青年部会	長 井 勉	石川県プレス工業協同組合ジュニアクラブ	
	竹 原 浩	輪島漆器青年会	三 浦 則 陽	石川県電気工事工業組合青年部	
	森 修 英	石川県撚糸青年連絡協議会	北 村 美智夫	石川県タイヤ商工協同組合青年部	
	中 川 修 一	小松本折商店街振興組合青年部	中 村 孝 志	石川県中古自動車販売商工組合青年部会	
監 事	阿 部 広 幸	石川県パン協同組合青年部会	黒 川 真一郎	北陸鉄工協同組合青年部	

青年部代表者会議開催される

このたび、青年中央会の事業としては初めての試みとなる青年部代表者会議が総会と同日、午後 4 時からホテル日航金沢において、各青年部の事務局代表者 21 人、青年中央会役員 10 人の参加のもと行われました。会議は、各参加青年部の自己 PR に始まった後、現状のなやみ事、青年中央会に対して今後のぞむ事などについて、予定時間を 30 分オーバーする活発な意見交換が行われ、盛会のうちに終了しました。青年中央会としては、青年部間の情報交換の場、また、各青年部、青年中央会の発展、活性化のために、今後もこのような機会を積極的に設けていく方針です。



長池会長挨拶（総会にて）



代表者会議の風景

平成 14 年度 中央会事務局体制

平成 14 年度の中央会事務局体制です。主な担当業務、業種について紹介します。

◆◇専 務 理 事 河内 宏

◆◇事 務 局 長 寺澤 宏

【主な担当業務】

- ・企画調整事業（企画委員会、東海北陸・三県ブロック会議等）

◆◇事 務 局 次 長 吉川 達彦

【主な担当業】

- ・企画調整事業（総務委員会、組織委員会、経済委員会）
- ・調査事業（全国中央会、他機関等）
- ・石川県中小企業団体事務局協議会

◆◇共 済 推 進 室 長 上田 滋範

【主な担当業務】

- ・各種共済制度推進事業
- ・官公需（全般）
- ・多角的連携指導強化事業
- ・多角的連携組織指導事業
- ・労働事情実態調査
- ・情報連絡員、景況調査

◆◇ビジョン推進室長 平良 亘

【主な担当業務】

- ・中央会 21 世紀ビジョン推進
- ・中小企業産業別新世紀支援指針策定事業
- ・組合特定問題実態調査
- ・組合活性化情報提供事業
- ・組合資料収集加工事業
- ・組合自主研修事業
- ・調査研究事業（金融の手引き）
- ・社団法人中小企業診断協会石川県支部

◆◇担 当 次 長 西 祥一郎

【主な担当業務】

- ・巡回指導計画
- ・中小商業対策（TMO・商業活性化基金事業等）
- ・新県庁舎周辺地域産業環境整備調査事業
- ・求人年齢制限緩和推進事業
- ・石川県中小企業団体中央会女性部

◆◇総 務 課

課 長 中村 吉孝

【主な担当業務】

課長補佐 吉田 貴

- ・職員服務、給与、庶務一般

係 長 保志場千秋

- ・予算、決算、補助金、会計

主 事 元木 康博

- ・総会、理事会、監事会

主 事 梶川 嘉彦

- ・調査研究事業（組合実態調査）
- ・指導員職員資質向上等研修事業
- ・人材養成事業
- ・厚生事業（ゴルフ大会等）

- ・表彰
- ・会員加入・脱退等データ管理

◆◇情報企画課（担当業種：建設、木材、木製品、家具・装備品、窯業・土石、運輸、通信、金融、保険、不動産、サービス、異業種、信用組合、生活衛生同業組合）

- 課長 河村 幸信 【主な担当業務】
- 係長 岩倉 和博 ・多角的連携組織開発支援事業
- 係長 高邑 俊生 ・組合特定問題懇談会
- 主事 遠藤 正樹 ・組合情報ネットワーク化事業
- ・中央会会報等発行
 - ・組合指導情報整備事業
 - ・中小企業情報創造発信強化支援事業
 - ・組合情報化推進研修事業
 - ・組合情報化促進企画調査事業
 - ・組合情報化現地指導
 - ・中央会間情報ネットワーク運営事業
 - ・環境適応対策事業
 - ・制度金融普及事業
 - ・全国大会
 - ・石川県中小企業青年中央会

◆◇組織振興課（担当業種：農林水産、繊維、衣服、鉄鋼、金属、機械、出版・印刷・同関連産業、伝統産業、食料品製造、その他製造、小売、卸売、商店街振興組合）

- 課長 広沢 昇一 【主な担当業務】
- 係長 古谷 瑞木 ・集中指導事業（組織化推進）
- 係長 深見 正裕 ・活路開拓ビジョン調査事業（一般枠）
- 係長 見谷 貴夫 ・活路開拓ビジョン実現化事業（一般枠）
- 主事 表 真美 ・近代化促進事業
- ・金融指導事業
 - ・管理者等講習会、小企業者組合特別講習会
 - ・組合研究集会、モデル組合助成
 - ・小規模、産地組合振興対策
 - ・組合交流促進事業
 - ・組合特定問題研究会
 - ・経営改善指導事業（融合化、新分野進出）
 - ・労働指導事業
 - ・求人情報提供事業
 - ・特定分野組織化推進事業（運営指導、組織化指導）
 - ・地域雇用開発支援事業
 - ・地域商業ネットワーク受注システム企画促進事業
 - ・組合マーケティング強化対策事業
 - ・高度化推進事業
 - ・協同組合国際化推進事業
 - ・個別専門指導
 - ・中小企業イメージ改善促進対策事業

第54回 中小企業団体全国大会のご案内

来る10月17日(木)、第54回中小企業団体全国大会が埼玉県で開催されることになりました。
 本会といたしましては、全国大会をメインとした2泊3日のコースを企画いたしました。

記

- 期 間 平成14年10月16日(水)～18日(金)
- 大会開催日 平成14年10月17日(木) 午前10時00分より
- 開催場所 さいたまスーパーアリーナ
- 行 程 2泊3日

月 日	コ ー ス
10/16 (水)	金沢(7:30発) ——— 金沢東IC ——— 有磯海SA ——— 妙高SA ——— ——— 佐久IC ——— おぎのや佐久店にて昼食(12:00～13:00) ——— 花園IC ——— ——— 埼玉伝統工芸会館【江戸時代からの伝統的工芸品紹介・展示】(14:20～15:10) ——— ——— 練馬IC ——— 都内・池袋(泊)(16:40頃) 【食事／昼〇、夕〇】
10/17 (木)	ホテル(8:10発)＝首都高速道路＝第54回中小企業団体全国大会(埼玉)【さいたまスーパーアリーナ】(9:20～13:30) ——— 小江戸とよばれた川越の蔵造りの風情ある街並み・蔵造り資料館を見学(14:20～15:00) ——— 川越IC ——— 松井田妙義IC ——— 磯部温泉(泊)(16:30頃) 【食事／朝〇、昼〇、夕〇】
10/18 (金)	ホテル(8:30発) ——— 碓氷峠鉄道文化村【国鉄時代のなつかしい有名車両等展示】(9:00～9:50) ——— 鬼押ハイウェー ——— 鬼押し出園【天保の浅間山大爆発でできた溶岩台地】(10:50～11:40) ——— 軽井沢にて昼食(12:20～13:20) ——— 渥美清こもろ貢さん会館(14:10～14:40) ——— 小諸IC ——— 名立谷浜SA ——— 小矢部川SA金沢東IC ——— 金沢(19:10頃) 【食事／朝〇、昼〇】

* 旅程については、事情により変更することがあります。なお、詳細な旅程が決まり次第、再度参加者に連絡申し上げます。
 * 宿泊先：16日 ホテルメトロポリタン 東京都豊島区西池袋1-6-1 TEL 03-3980-1111
 17日 ホテル磯部ガーデン 群馬県安中市磯部1-12-5 TEL 027-385-0085

決算関係書類の提出をお忘れなく！

組合は、毎事業年度、通常総会終了の日から2週間以内に決算関係書類を所管行政庁に提出することが法律上義務付けられています。

3年連続して提出を怠りますと、休眠組合と見なされ解散整理の対象となりますので必ず決算関係書類を提出するようにして下さい。また、役員変更があった場合には、役員変更届も合わせて提出して下さい。

なお、中央会宛に2部（行政庁用1部、本会控え用1部）ご提出いただければ、本会経由で行政庁へ提出します。

※石川県では、昭和56年休眠組合の一括整理実施後、3年毎に組合法第106条第2項の規程に基づく恒久的措置（1年以上継続して事業を行っていない組合に対して命令を出し、職権により法人登記を抹消する）を実施しており、本年度（平成14年10月1日基準）が該当年度となっています。

平成 13 年度 県内新設組合紹介

平成 13 年度、県内では 12 組合が新たに設立されました。ここでは、12 組合の概要について紹介します。

組 合 名	業 種	地 区	組合 員数	出資金 (千円)	事 務 所 所 在 地	代表者名
伏見台商店街 振 興 組 合	小売業 サービス業 飲食業 他	金沢市	59	2,770	金沢市三馬 2 丁目 305 番地	柏野 充
金 沢 建 設 業 協 同 組 合	土木工事業 建築工事業 舗装工事	金沢市、松任市 石川郡野々市町 石川郡美川町	150	15,000	金沢市弥生 2 丁目 1 番 23 号	近藤 鐵夫
能 登 ア パ レ ル 工 業 協 同 組 合	衣服・その他繊維 製品製造業	羽咋市、七尾市 鹿島郡中島町 鳳至郡能都町 鳳至郡穴水町	6	1,000	七尾市佐味町 30 部 26 番地	清間 誠
石 川 県 警 備 業 協 同 組 合	警備業	石川県	13	2,600	金沢市米泉町 8 丁目 14 番地	島本 和夫
建 設 発 生 土 リサイクル事業 協 同 組 合	建設業	金沢市、小松市 石川郡野々市町	4	2,000	石川郡野々市町下林 4 丁目 534 番地	吉光 武志
協同組合石川県 引越業センター	運輸業	石川県	9	1,010	金沢市高島 3 丁目 237 番地	西野 裕一
石川県サッシ類 施工の会協同組合	建具工事業	石川県	19	670	石川郡野々市町御経塚 3 丁目 120 番地	川島 正康
石川県エコ・クリーン 協 同 組 合	建設業	金沢市、松任市 加賀市、鳳至郡門前町 石川郡吉野谷村、石川郡河内村	7	140	金沢市福増町北 204 番地 10	中林 洋
協同組合しらやま 家づくりの会	建設業	金沢市、松任市 河北郡津幡町 石川郡鶴来町、石川郡白峰村	8	530	石川郡鶴来町白山町 73 番地	米林 利幸
み ら い 交 流 協 同 組 合	異業種	金沢市、小松市、加賀市 石川郡鶴来町、能美郡寺井町 能美郡根上町、能美郡辰口町	11	1,650	金沢市高尾台 1 丁目 423 番地	高野 政寛
加賀江沼建築 工事協同組合	建設業	加賀市、江沼郡	51	5,430	加賀市大聖寺菅生口 21 番地 3	中川 清和
ベンチャーユニオン 事業協同組合	サービス業	金沢市 能美郡寺井町 河北郡宇ノ気町	6	300	金沢市下堤町 17 番地	和澤 勝文

個別専門相談室開催のご案内

さて、このほど組合並びに組合員のみなさまが直面する多種多様な問題に対応するため、本会では個別に専門家を招聘し、個別専門相談室を設け、下記により開催することになりました。

なお、相談につきましては、組合等、中小企業任意グループ及び公益法人等についても対象となります。又、相談は無料となっておりますのでお気軽にご相談ください。

相談希望の方は当日までに本会へご連絡願います。

石川県中小企業団体中央会（TEL 076-267-7711）

＝日 程＝

担当 組織振興課・見谷まで

開催日	時間	内 容	専 門 相 談 員
7月18日(木)	10:00～12:00	税務・経営相談	税 理 士 坂 井 昭 衛
	13:00～15:00	法 律 相 談	弁 護 士 久 保 雅 史

＝場 所＝

金沢市戸水町イ 80 番地

石川県地場産業振興センター本館 3 階 石川県中小企業団体中央会 会議室

第 17 回組合交流ゴルフ大会開催のご案内

当中央会では、会員の親睦事業の一環として、次のとおりゴルフ大会を開催しますので、どうぞ揃ってご参加ください。

- と き 平成 14 年 9 月 12 日 (木)
- と ころ 能登カントリークラブ (予定)
- 参加会費 5,000 円 (プレー費は個人負担)
- 競技方法 18 ホールストロークプレイ (ダブルペリア方式)
- 参加資格 当会会員の方
- 定 員 80 名 (20 組予定)
- 申込案内 7 月下旬
- 懇 親 会 プレー終了後、パーティールーム
- 主 催 石川県中小企業団体中央会
- 賞 品 多数あり

※詳細につきましては、7 月下旬頃に会員各位にご案内いたします。

平成 14 年度 中央会関係年間行事予定

本年7月以降に予定されております、中央会関係行事予定について、ご案内します。

月	日	石 川 県 中 央 会 関 係
7 月	4 日	東海・北陸ブロック中央会事務局代表者会議(石川県)
	15 日	中央会合同求人説明会
	中旬	東海・北陸ブロック中央会共済会議 (三重県)
	中旬	石川商工中金会通常総会
	中旬	総務・経済・組織各委員会
	下旬	北陸三県中央会専務理事会 (福井県)
8 月	上旬	青年中央会ボウリング大会
9 月	12 日	第 17 回中央会ゴルフ大会
10 月	17 日	第 54 回中小企業団体全国大会(埼玉県 さいたまスーパーアリーナ)
	上旬	青年中央会ゴルフ大会
	下旬	東海・北陸ブロック中央会会長会議 (富山県)
		総務・経済・組織各委員会
11 月	上旬	中小企業活力強化集会
	中旬	中央会海外視察研修 (クアラルンプール)
	下旬	企画委員会
	下旬	8 市助役との懇談会
12 月	上旬	3 公庫との金融懇談会
	中旬	平成 15 年度中央会予算要望 (知事・関係部局)
	27 日	仕事納め
1 月	6 日	仕事始め
	下旬	平成 15 年度中央会補助事業ヒアリング
2 月	上旬	総務・経済・組織各委員会
	中旬	青年中央会県大会
3 月	中旬	企画委員会
	中旬	合同委員会